

事務局議事説明

【資料１】令和６年度外来機能報告に係る紹介受診重点医療機関の協議について

- 紹介受診重点医療機関の協議につきましては、昨年度から外来機能報告のデータを元に実施しております。
- この度は、昨年の１０月から１１月にかけて実施された「令和６年度外来機能報告」のデータを元に協議させていただきます。
- まず、資料１の１ページ目をご覧ください。
- 資料内「埼玉県における協議方針」のとおり、協議は、外来機能報告の結果得られた、紹介受診重点外来の基準と紹介受診重点医療機関となる意向の有無の合致状況に応じて行います。
- 協議方針について、昨年度からの変更はございませんので、詳細は資料をご覧くださいたく存じます。
- 次に２ページ目をご覧ください。
- こちらは、本圏域における「①」に該当する、紹介受診重点外来の基準を満たしており、かつ紹介受診重点医療機関を継続する意向がある医療機関の一覧でございます。
- これらの医療機関につきましては、資料の下部の「協議案」にございますとおり、基準と意向が合致していることから、県ホームページ等において、紹介受診重点医療機関としての公表を継続することとしたいと考えております。
- 次に３ページ目をご覧ください。
- こちらは、「③」の基準を満たしていないが、紹介受診重点医療機関を継続する意向を有する医療機関の一覧でございます。
- なお、各医療機関における「紹介受診重点医療機関を継続する意向を有する理由」は次頁にまとめております。
- これらの医療機関につきましては、資料の下部の「協議案」にございますとおり、医療機関の意向を踏まえ、紹介受診重点医療機関としての公表を継続することとしたいと考えております。
- **事務局案に対するご意見を別紙様式「令和６年度第３回埼玉県利根地域医療構想調整会議 議事に対する質疑・意見書」に記入し、３月１３日(木)までに御提出ください。**